

岐 阜 県 公 報

目 次

教育委員会規則

岐阜県ミュージアムひだ管理規則の一部を改正する規則
岐阜県文化財保護センター管理規則

(社会教育文化課)
(同)

一
二

号 外 (三) 平 成 二 十 一 年 四 月 一 日

教育委員会規則

岐阜県ミュージアムひだ管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 月 村 時 子

岐阜県教育委員会規則第十号

岐阜県ミュージアムひだ管理規則の一部を改正する規則

岐阜県ミュージアムひだ管理規則（平成十八年岐阜県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 月曜日及び火曜日（次のイから八までに掲げる場合は、それぞれ当該イから八までに定める日）

イ 月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日（以下この号において「休日」という。）であり、火曜日が休日でない場合 当該火曜日及び当該火曜日後の最初の休日でない日

ロ 月曜日が休日ではなく、火曜日が休日である場合 当該月曜日及び当該火曜日後の最初の休日でない日

ハ 月曜日及び火曜日がいずれも休日である場合 当該火曜日後の最初の休日でない日及び二日目の休日でない日

第三条第一項中「午前九時」を「午前十時」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(時 刻 は 翌 日)

平 成 二 十 一 年 四 月 一 日

岐阜県文化財保護センター管理規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 月 村 時 子

岐阜県教育委員会規則第十一号

岐阜県文化財保護センター管理規則

(総則)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十三条第一項の規定に基づき、岐阜県文化財保護センター(以下「センター」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(出土品の貸出し)

第二条 センターが保管する出土品について、展示等を目的に貸出しを受けようとする者は、文化財保護センター保管出土品貸出許可申請書(別記第一号様式)をセンターの所長(以下「所長」という。)に提出し、その許可を受けなければならない。

2 所長は、前項の許可に管理上必要な条件を付することができる。

3 所長は、第一項の規定により貸出しを許可したときは、文化財保護センター保管出土品貸出許可書(別記第二号様式)を申請者に交付するものとする。

4 所長は、貸出しの許可を受けた者が虚偽の申請により許可を受けたとき、又は許可の条件に従わないときは、その許可を取り消すことができる。

(資料の特別利用)

第三条 学術上の調査研究等のためセンターが保管する出土品その他の資料の閲覧、撮影、模写、複製等の行為(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、文化財保護センター資料特別利用許可申請書(別記第三号様式)を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 所長は、前項の規定により特別利用を許可したときは、文化財保護センター資料特別利用許可書(別記第四号様式)を申請者に交付するものとする。

3 前条第二項及び第四項の規定は、第一項の許可について準用する。
(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記
第1号様式(第2条関係)

文化財保護センター保管出土品貸出許可申請書

年 月 日

岐阜県文化財保護センター所長 様

申請者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者)

文化財保護センター保管出土品の貸出しを受けたいので下記のとおり申請します。

記

利用目的				
借用期間	年	月	日から	(日間)
利用場所				
借用出土品	出土品番号	出土品名	数量	備考
保管及び輸送方法				
利用責任者名及び連絡先				

- 注 1 展示等の概要がわかる資料を添付すること。
2 出土品番号は、センターが刊行した発掘調査報告書のシリーズ番号と出土品の掲載番号を組み合わせたものとする。 (例 第10集250番 10-250)

第2号様式(第2条関係)

文化財保護センター保管出土品貸出許可書

第 年 月 日

様

岐阜県文化財保護センター所長 印

年 月 日付にて申請のあった文化財保護センター保管出土品の貸出しについては、下記のとおり許可します。

記

利用目的				
貸出期間	年	月	日から	(日間)
利用場所				
貸出出土品	出土品番号	出土品名	数量	備考
保管及び輸送方法				
貸出許可条件	<p>1 貸出しの許可を受けた者(以下「借受人」という。)は、貸出しを受けた出土品の取扱いに十分注意すること。 2 借受人は、本書記載内容を変更しようとする場合は、あらかじめ当センターに連絡すること。 3 借受人は、出土品を故意又は過失により毀損したときは、直ちに当センターに連絡し、当センターの指導のもとに修復すること。 4 借受人は、出土品を故意又は過失により毀損したときは、直ちに当センターに連絡し、当センターの指導のもとに修復すること。 5 直前に当センターに定める事項のほか、当センター職員の指示に従うこと。</p>			

第3号様式 (第3条関係)

文化財保護センター資料特別利用許可申請書

年 月 日

岐阜県文化財保護センター所長 様

住所 (所在地)
申請者 氏名 (名称及び代表者)

文化財保護センター資料の特別利用をしますので、下記のとおり申請します。
記

利用目的又は用途				
利用期間	年	月	日から	日まで (日間)
利用場所				
利用資料	品 名	数 量	備 考	
利用責任者名及び連絡先				
その他参考事項				

第4号様式 (第3条関係)

文化財保護センター資料特別利用許可書

第 年 月 日 号

様

岐阜県文化財保護センター所長 印

年 月 日付にて申請のあった文化財保護センター資料の特別利用については、下記のとおり許可します。
記

利用目的又は用途				
利用期間	年	月	日から	日まで (日間)
利用場所				
利用資料	品 名	数 量	備 考	
許可条件等				

- 注
- この許可書は、特別利用の際に文化財保護センターの担当者に提示すること。
 - センター施設内で特別利用を行う場合は、この許可書を利用期間中携帯すること。